

公邊御大政向御変革ニ付私儀御咎之■

得共天下之御為是迄多年貯へ罷在候愚意

共上書仕度右成否之義奉伺候所其義

公邊迄 御伺被成下且右上書草案

御内覧も被成下度との 御沙汰之趣難有

奉存候此義は奉内願候ても奉備

御内覧度奉存罷在候義ニ御座候處

思召より斯く 御沙汰も被成下候御事

天下之御形勢御大切ニ被

思召候より被為出候御事と深く難有覺

仕候義ニ御座候但当今迫切之御時節ニ候

御大政之義を言上仕候ひながら

御自国御政事向之義一向等閑ニ奉存■

おのれの田をすて人の田を芸り候とも

是又深く奉恐入候義且此度

公邊非常之被 仰出御座候ニ就き候て

当御政事向旧新之御流弊御改革

御施設不被為在候てハ被為叶間敷奉存■

当御政事之上ニ扱寄り候事共書付乍■

犬馬主を愛し国を憂ふるの誠と■

思召 御采擇も被成下置候ハ、獨私■

無御座實ニ

御国家之幸と奉存候義ニ御座候抑当■

御政事向

御上ニハ 御安心ニ被

思召候坎 御不安心ニ被

思召候坎可也と被

思召候坎不可也と被

思召候坎不可也と被

p 2 275 2行目

思召 御不安心ニ被

思召候ハ、一日も 御平然と 御安居ハ難被遊

若又御可也とも 御安心とも被

思召候御義ニ御座候ハ、是必ずその心術不正無学庸 *よう・平凡。

妄佞諛の者御座候て *ねいゆ・気に入れようと機嫌を取る。

御上之御聡明を奉壅蔽虚飾を以て取繕ひ *ようへい・おおいかくす。

罷在候ニ相違無御座候只今迄の 御政事ニハ孝課

銓綜之御制典権衡殿最之御法則と申もの無御座候

*せんそう・選び治める。 *けんこう・物事の軽重を計る尺度。 *でん

さい・優れた功績とそうでもない功績。

故ニ非常之勲勞御座候ものニても 御恩賞を

蒙らざるもの有之非細之過怠御座候ものも其

御咎無御座上御家老共ともより下大小御役人ニ至

り候迄おのれの職守の得不得と申義を弁へす

又其言責之有無を心得ず御家中御領内風儀

益々悪しく廉恥地を拂ひ風俗敗壞ニ及ひ候

ても移易之術あるを見ず私を営ミ貨ニ汗

水奸を蔽ひ獄を鬻き訴訟事故沉滞年を *ちんたい・何時までも一つ所に滞

重ね候もの有りと雖も其儘に成り行き *ひさぐ・売る。

御城下町町外近村ニ強盜の患不断有之候得共

其盜を得ず人殺し有之候ても其賊を得ず

御城内御金蔵ニ盜賊入り大金を奪ひ去り候

得共その賊を得ず御荷物会所ニ於て江戸御送

金盜ミ候もの有といへとも其罪人を得ず博奕を

業とし風教を害し候もの多く有之候ても糺治

行届かす偽筆偽印を以て非分の金銭を得もの

有之候ても其罪を正し候事無之候去れとも其典

憲を掌り候御役人平然と罷在

御上ニても平然と被差置候依て此迫切之御時節ニ

至り候ても時を濟ひ候大策等ニハ念慮も及ハす

只猪偷偷苟且一日一日と容れられ候事のミ

を心掛け夫のミ用心罷在候事と被存候誠ニ嘆

息ニ堪えざる義ニ御座候是等の御體たらくにて

果して

御安心ニ可被

思召哉否や右を左迄ニ不被

d 3 276 3行目

思召候ハ、全く虚飾を以て

御耳目を糊塗仕候もの御座候ニ相違有之間

敷被相察候自然左様のもの御座候て尚私申上候義

を左様ニハ無之右ハ修理蟄居中の承り違ひ全くハ

箇様ニ候の筋ニ御座候なと取繕ひ申し上候者御座候ハ、

是こそ国の大蠹とも申すへき罪人早く *ダイト・木くい虫。

御除き不被遊候ハ、其害終に不可測ニ至り可申候

間御手短かニ御目付差添御用筋を以て私方へ

罷越し前条之義弁論候様可被

仰付左候ハ、私儀御目付目前ニ於て言下ニ申

伏せ一言半句口を開か申間敷候左候上ハ屹と

御上を奉欺罔(網)候罪を被為正嚴重被 *ギモウ・次から次へと起こる疑い。

仰付永く御家中之大戒と相成候様有御座度奉

存候私儀此度斯く迄ニ敢言仕候ハ是迄の御次第

にてハ実ニ容易ならざる御国家之御大事と

奉存候故ニ御座候間乍恐

御精神を御奮興被遊

御目皆を被為拭候て *サイ・セイ・シ・まなじり。

御微覽被成下候様仕度奉願候抑いにしへより *そもそも

人君の御職分ハ賢相を得るを以て第一とし

宰相の職分は君を正すを以て第一とし此

二ツの者各その職分を失ハす候時ハ治體正しくして

朝廷尊しと申事ニ御座候

御家にて申候へハ御家老職ハ即ち宰相の職ニ御座候

然所御家老共治體の本原を明かニし経世経国

の大旨に通し實に

御上の御徳誼を正し奉り候ものとしてハ無御座多く

は身を容れられ

君寵を固くし唯その御役を失ひ候ハんを憂

ひ候もの而已ニ御座候其上近来未だ弱輩にて文に

就き武に就き一事の修業も至り不申吏事と申し

d 4 277 2行目

民務と申し一端に通曉仕候義も無御座候者を

御引き集め御家老職被

仰付候は何等の御政事ニ御座候哉堯舜三代

より官ニ任し候の大法ハ農務を委しく心得候もの

を后稷とし百工の事に達し候ものを共工とし *コウシヨク・農事を司る官名。

水出の理ニ精しき者を司空とし万民の教化をよく

仕候ものを司徒とし兵務に練磨候ものを司馬の *戸籍教育厚生を司る官。

大将とし君徳を匡養し治體ニ達して才徳 *キョウ・正す。救う。

衆ニ出るもの以て宰相ニ仕候事ニ御座候其上ニ尚

考績の法と申もの有之各をして益々励精して

怠慢なることなからしめ候様仕候義ニ御座候如此ニ御座候て

こそ天下国家の政治ハ行届き候事ニ御座候へ然る

所文武を御振興御座候ハんと申ニ文ニ通せず武ニ

達せざるもの其総裁ニていかてか届き候ハん夫ニて可也

にも届き候ハ、聖賢ニ治道の御世話ハ無之又選

任を精くするの沙汰も無之筈ニ御座候然るに兎ニ角

政治は人を得るに御座候義ニて一人執政ニ本才の

人有之候得ハ一国の政治勃然と奮興候義ニ御座候

是を中庸ニ人道敏政と申し管仲の齊ニ於る

樂毅の燕に於ける由余の秦に於る諸葛亮の蜀

に於る其証ニ御座候本邦にても近代細川家ニて熊澤

次郎八を御用ひ保科家ニても田中何かしを御用ひ

其功績只今ニ至る迄見るへき事有之趣ニ御座候此ニ

人の才前の四子の比倫ニハ無御座候へとも其才丈の功

御座候義ニ御座候固より凡庸俗吏の能く及ふ所ニ無御座候

只今学校年ニ四書五經素読講釈出来候者有之

劍鎗の術少々粒立候もの出来候を御世話の様ニ心得候

もの有之哉ニ御座候へとも当今文教を振ひ候と申は

是式の義ニハ無御座候と御学政を被為建御家老

勿論大小の御役人御家中子弟の面立候者皆

文辞章句の末のミニ趨らす能く関公孔子の仁義 *すう・走る
道徳の教を體として西洋之天文地理万物の理

学を兼ね当世の時務に通し候所を用とし候

p15 278 3行目

義を心得候如此ニ不相成候てハ御文教振ひ候と難申上候

又御武備とても子弟の少々劍鎗を使ひ候もの御座候位

申ニ足らざる義責てハ御火器の分一昨申年正月

御武具奉行取調へ申上候挺数 内実私儀御武具奉行の為取調仕候義ニ御座候

御出来寄小銃火薬等もこれニ準し御欠目無御座候

様相成御家老より御番頭迄ハ大抵八百人千人位の人

数 即西洋バタイオン的人数 自由ニ引廻し候義致熟練大小火器の

打方用ひ方等も巨細ニ相心得其製作の法よりその

吟味の致し方迄も悉く心得罷在 以上数件西洋ニてハ頭分たるものゝ当務の急

と相成り居候義ニ御座候

御番士御徒士末々の子弟迄劍鎗術兼て西洋

術を練磨し馬ニ乗り候ものハ馬をも能く砲聲ニ

狎し馬上銃の演習不断相励ミ騎兵の訓練も行届き候

と申ニ無御座候てハ当節御武備の御整ひ被遊候とハ

難申上奉存候斯く申上候義を誠ニ大業の義如何

致し容易ニ出来申すへきと危ふミ存し候ものも可有

御座候へともいかさま容易ニ即座ニハ出来難仕乍去只

今迄の御振合ニてハ百年千年相立ち候ても逆も出来

仕らざる義ニ御座候但し其人有之治国の政典を心得

政令を設けて年を重ねこれを成し候ハん二何の難き

事か御座候へき学校の御法相立ち 此義ハ別ニ取調候もの御座候私儀去丑年

於て江府学校督学被

仰付候節夫迄此表学校御取立之御法則等一切心得不申候

ニ付其掛卷岐伊野右衛門へ相尋候所不相分依て仮ニも督学蒙
仰候上ハ御学政之義

*ホウ・砲に同じ。

御任せも被成下候ハ、箇様法立可仕と

心組取調仕置候義御座候 人材御教育御座候上二

四類觀異の法と申ものを被為設候て賢能を

御進め貧冒を御抑へ御與奪を被為慎其人材

次第御家老職迄二御擢升可有御座御法二相成候

*擢賞?

へハ素読講義等御吟味并二年二出席の日星を

数へて 御褒美被下置候等細屑之御手数

無御座候て子弟少壯を論せずミつから励ミ自

ら勉め其業二進ミ候ハンを譬へハ蒸氣車の行く

p 9 279 4行目

候如く停むへからさる勢二相成候ハんと奉存候四類異

觀の法と申ハ徳行を第一とし才用を其次とし

労效を又其次とし門地を下となし徳均しく候へは

才を取り才均しく候へハ労功を取り労功均しく候へハ

門地を取り候事二御座候只今此御法無御座候故二

門地高き者ハ安逸二流れ卑きものハ目前を

営ミ出身の業を勤めす子弟の才ある者ハ俣(ママ)

其才ニ誇り放蕩無頼名檢を犯し候ニ至り候此

御法相立候ていか程才御座候ても徳行欠候時は

御清選二入り候事叶ハす又徳行たに修り候へハ

其才力次第御徒士席尚下々のものなりとも御家老

迄二 御擢用御座候と申もの二相成候ハ、自然と礼節

を守り名檢を謹ミ行儀を缺き候様のもの先ハ

有御座間敷候畢竟才ニ誇り卓犖不羈を *たくらく・非常に優れでる。

*ふき・才能や学識があまりにも優れていて常規では律しにくい事。

働き候とも多くハ行く先望むへきの地無之故二御座候

然る所行く先望むへきの地を濶大ニ御開き徳行 *広く大きなさま。

を御進め才能を御用ひ御座候と申二相成候ハ、

誰か噴發激励仕候ハさらん凡の人純粹の聖賢ニ *勸善懲悪のこと。

無御座候以下ハ必ず勸懲黙陟の典ニ頼らされハ *ちよく・高位につかせる。

叶ハさる事と奉存候又御武教とてもやはり此意

にて夫々芸術御世話御座候上二三奇拔選の法

と申を被為設第一二謀略あるもの次二材芸

超絶のもの次二統領たるへき器量あるもの御選ひ

御登用有御座度畢竟士は文武兼備仕るへき

義ニ付此三奇拔選ハ即ち前の四類觀異の法中

才用と見候て宜しき義と奉存候此御政令たに相

立ち

御励精被遊候ハ、前申上候位之義ハ十年を出ずして

屹と御行届き可有御座奉存候

p 7 280 3行目

公邊にて此度文を興し武を振ひ候様ニと御座候ハ

全く其実効を被

仰候御事と奉存候其上尚被

仰出候富強の術計厚く心掛け候様ニと御座候此

義は御家老共并に要路の御役人輩如何成る術

計御座候義哉私儀ハ兼てより少々富強の術も心

得罷在候て

御国家上二就き種々思慮計画仕候義も御座候所

此義ハ事牒廣大ニして其節目も亦叢細ニ付一 *ソウ・集まる。煩わしい。

朝ニ紙筆ニ申上難盡奉存候但其内一事殊ニ

早く 御規模を被為定度と奉存候筋御座候間

爰ニ奉申上候

御家之御本領かゝる山中ニハ御座候得共今矢張

海を被為兼候

思召ニテ御人数御相応ニ御選ひ此節御軍艦奉行江

御頼ミ御軍艦操練所ニテ大船の扱を致稽古兼

て測量学修行被

仰付度借又

公邊へ御願ひニテ西洋諸藩の内より非常の節

軍艦ニも御用立ち可申スクーネル位の船一艘御買上

有御座度 其内御余財の御都合次第蒸氣船軍艦等も御備被遊度差向き候所ハ一艘ニ

て可然奉存候

さて其舶自由ニ致し航海出来候迄の稽古ハ

江戸海ニテ十分修行被

仰付又越後今町近辺の内

公邊へ御願ひ且榭原様等へ御示談御座候て

相応御手広ニ御屋敷地御取立て追々

御領内ハ勿論御近領共物産之学を興し工作

場を開き別紙上書にも認候通りの手段を

以て多分の貨物を拵へ出し是迄の諸産物も一々

其御趣法をつけ 御一手ニ帰し候様仕御用意

の舶を以て近くハ松前朝鮮九邊の地球球

清国尚遠方迄も

p 8 281 4行目

公儀の御免許之上往来を遂げ貿易の利御収め

御座候様有御座度前条申上候文武御振興之上

此戦艦の御策相立候へハ御富強之御術計大半を

被為得候御義と奉存候且

公邊被

仰出ニ環海の御国海軍を被為興候てハ

御国力不被為震候ニ付追々御施設可被成とも御座候

上ハ御参勤等御緩めニも相成候儀ニ御座候へハ右之

御定策御遅延御座候ハ、山国也とも海舶用意之

義等被

御出間敷ニ無之其所ニテ御手始御座候より只今

御進ミ左様御座候方

公邊へ御忠勤の御一廉ニも相立可申

天朝其他天下への御聞えも可宜候へハ一日も御早く

此御規模ハ被為定度御儀と奉存候乍去是式之

義も其人を被為得候ニ無御座候てハ被為行届間敷

奉存候何分も

御熟慮之程奉願候借又前条申上候大銃等

御改鑄御鑄増し位の義ニても能く西洋之砲理ニ

通し其利害得失を審ニし金木二材の理ニ精

しく力器ニ学を兼ね心思細密にして粗なら

ざるものこそ御座候てハ僅か三五門の筒すらも分秒厘の

誤無之様ニと申ハ決して難出来義ニ御座候よき図

を以て職人ニ申付候ハ、容易ニ出来可申など考へ候は

素人ニまゝ御座候事ニ御座候私儀などハ在府の間に

諸家様より御頼ニテ数十挺監造仕能々容易

ならざる義を存知申候砲制誤御座候節ハおのれを

害して敵を利し候ことを免かれず候間能々被為慎候て

御誤造無御座候様被為在度奉存候監造のもの其

人ニ無御座候時ハわれ知らず誤りを生し候ものニ御座候

只今迄の御火器誤謬ニ堪えず已むことを得させ

られず此度御改鑄に相成候は則ち其確証と

p 6 282 4行目

奉存候此迫切の御時節ニ付天下国家の御為多

分の御失費をも不被為厭御改造も被為在候御義

ニ付再ひ御改鑄等無御座候様御精密ニ

御念慮を被為練監造の者を

御選択被遊候様有御座度奉存候私儀去る

辰年只今より十九年前既ニ世界の形勢ニ心付

御本邦ニても砲術器械物産等の学西洋之学

を興し候ニあらされは逆も行届かざる義と存し自身

にも講究仕御家中子弟にも一統此学ニ従事

仕ら七度左候ニハ有力の西洋学者御召抱ニて其世話被

仰付候ニ無御座候てハ不行届候義ニ付其義建白仕洋学

相応ニ出来候者三人迄奉薦候所御家老共其識

も無之其志も無御座候故其議遂ニ行ハれず残念之

義ニ奉存候諸学芸三年ニして小成し九年ニして

大成仕候義ニ付十九年の間ニハ再ひの大成ニハなり候へハ私其

節の建議行ハれ御家中洋学盛ニ御座候ハ、此節

銃器御改鑄にも監造御用被

仰付御用便ニ相成候者幾十人可有御座の所其建

議行ハれす十九年空しく過ぎ去り候義ニ付西洋砲

書等少しく読得候ものたに私門人一両人の外無御座候

夫すらも私手を離し此度監造御用被

仰付近來西洋ニて兼々精密と發明仕候法通り誤を

生せず御用相済し候ハんと申義ハ無覺東奉存候

まして唯聊か翻譯ものなとにて身筒臺鉄ものゝ

形を心得候位の者いかてその誤りなきことを得候ハん

哉又々誤りを貽し御実用に妨ある様の事ニ至り候ハ

眼前の義と奉存候此度莫大之御用途も誠ニ可惜

義且大砲製作不精密と申ニてハ未だ戦ハすして

先身方の鋭気を挫き候御大損も御座候義ニ付何分も

御精密ニ其人を被為選候様有御座度奉存候彌

御精密ニ其人を被相選候ハ、御家中勿論此近

国を合私儀の半学を心得候者も有御座間敷候

私儀當時

p10 283 4行目

公邊御咎を蒙り罷在日陰ものニ御座候へ共

只今借受け塾居罷在候帰一郎下屋敷の内

空隙の地余程手広ニ有之候此地右御改鑄中暫

御用地ニ相成鑄物師鍛冶大工の外雜人出入を禁

し是迄御用筋を以て私方出入仕来り候御武具奉行

にて金木両材并御用金受払の義取扱ひ御火器

臺車并ニ彈藥車等製造の或ハ総て私儀の

指南差図を得出来候様被

仰付候ハ、日陰の御用いか程も勉強仕西洋精密之

規則ニ少も不差候様製作可仕奉存候此迫切之御時

節当今御急務たる御砲器精密ニ御製作御座候ハん

為に私塾居の並ひ同屋敷内御用地ニ相成私儀ニ応

身の御用被

仰付候逆も御子細も有御座間敷御事哉ニ奉存候乍去尚

御安心ニも被

思召候ハ、其段程能く

公邊ニ御断り被 仰立候ても可然御事の様奉存候

此節ニ罷成候てハ

公邊ニも私罪案の次第も大抵相白し居り可申と奉

存候其義相成かね候御様子ニも候ハ、責ては蟻川賢之助ニ

右監造被

仰付候ハ、其他のもの十人ニも相増可申奉存候此者

儀ハ久しく手ニ付け教授仕候もの又親類名目ニも相成

居候義ニ付出来も手易く候へハ不行届の所いか様も助言

仕御用便相成候様可仕奉存候是等の儀自ら薦め候

嫌ニ涉り甚如何と奉存候へとも十九年も御手後れ

御人逼迫の御時節故ニ聊か管見を奉獻候義ニ

御座候宜しき様

御取舍被成下置度奉願候偕又前ニも申上候通り

兎ニ角 御政治ハ其人を被為得候ニ無御座候てハ

御上いか程御聡明

御才智被遊御座候ても決して振ひ不申夫故ニ名君ハ

p11 284 4行目

必ず賢相を択ミ用ひ候事ニ御座候此迫切之御時節と

相成候所ニてハ別して

御国の御安危も御興替も其人を被為得候と不被為

得候とに由り候義と奉存候御家来ニ被

召使候ニ必しも世祿の御舊臣ならずして宜く初めニ申上候

管仲ハ桓公の仇ニ候ひしかとも是を用ひて五覇の

第一と成られ候稟毅ハ本魏人ニ候へとも燕の昭王是

を用ひて世ニ大功あり由余秦人ニ無之候へとも穆

公これを用ひて西戎ニ覇たられ候蜀の先主と孔明

とハ

御存知之通りの義ニ御座候其他和漢とも風雲の会

に乘し勃興候人主等ハ其其臣下皆舊臣ニてハ無

御座右を以て形の如く各其忠義を得られ候左候へハ

臣下の忠義ハ多く上の恩遇ニ出て候義と奉存候就てハ

賢能才智千万人ニ勝れ候ものたとひ浪人也御他家

の御家来也苦しからす候へハ是を天下ニ被為求其人ニ

応し厚く御祿仁を賜ハリ 御政事の御指南役と

して和漢古今并ニ五世界諸藩之形勢御参酌之

上是迄舊新之御流弊被為除眩と永世

御率由可有御座 御邦典を被為立

御政事御維新被為在候様有御座度奉存候新参ニ候

ても

御恩遇次第決して不忠ハ仕間敷況や其人賢者ニ

御座候をや只今越前家ニて大分御用立候横井平四郎

と申ハ元来細川家の御家来ニ候を御借り受けニて

御優待御座候よし当時の形勢よく早く御心付れ候

御事と奉存候春嶽様も

天朝よりの御人選も被為在候程の御方ニ付いつれ

御非常と被奉存候只今の御家中の如く一人も世祿

ならざるハ無御座殊ニ代々大祿を戴き罷在候ても

名節行檢礼義廉恥の 御督責無御座候

時ニハ私利の為ニ公義を害し候か風習と相成只今の姿

御座候是又世祿の臣も未だ其忠義を恃むへからざる *タノム・たよる。

p12 285 286ダブリ

証拠ニ御座候兎ニ角君臣ハ義を以て合ひ候大倫ニ

御座候故二臣の君に事ふまつり候ニハ惟々義の一字

を重んじ道合へハ服従し奉り不可なる時ハ去る

と申覚悟を以て一日も苟且の御奉公ハ仕らす假令 *コウシヨ・かりそめ。

永の御暇を戴き候迄も義理を枉げ候勤めは *オウ・まげる。まがる。

仕らすと申ものニ無御座候てハ士とハ難申真実之

御信任は御出来兼被遊候義と奉存候然る所私を

*横井小楠の事。

宮ミ公義を害し候もの僻として三代層恩之 *ヘキ・ひがむ。避ける。

主君を去ると申事無之社稷と存亡を共ニし候か *シヤシヨク・国家。朝廷。

忠義也と申候左程ニ忠義をわきまえへ候義ニ候ハ、平日

御上之御目を暗し奉り私利を宮ミ公義を

害し候ハ何事ニや是全く失ひ候事を憂ひ候の託言

*口実。いいぐさ。

と被存候夫と申も平日大小の禄を戴き罷在候者

御暇奉願候へハもはや再ひ其半分四半分の禄ニ有

付候事叶ハす是其才学器量衆ニ秀て候もの

無御座候故の義ニ御座候自身内存此義を危ふミ

罷在候故言を託し面を飾り候へとも本来義

の一字を弁へす候故ニ惟容悦をのミ宗として竊ニ

利を宮ミ不忠を働き候依て愚意奉存候ニは

箇様の託言 御国ニ満ち候て

御上ほと御損なる御義ハ無御座と奉存候いかにと御座候ニ

譬へハ平日其価無之器物を莫太の高価を

以て被為召置候と御同様と奉存候平日高価を

以て下品の器物被為召候も無御抛か所すハと申節

其器物その器ニ当らず

御国家の事を敗り候ハ、如何可仕と此事のミ寒

心罷在候義ニ御座候乍去斯く申上候へハとて只今迄高

禄被下置候者減禄被

仰付候様ニと申上候義ニ無御座是迄久敷其価なき

器物を高価ニ被為召候も畢竟ハ

大鋒院様御以来

御家ニ御邦典と申もの無御座 此義ニハ甚深遠之御子細御座候義ニて

p13 287 3行目

委しく申上げ候様仕候へハ其言甚長く候故ニ爰ニ不奉申上

御不審と思召候ハ、追て

御尋可被成下候 又

御代々此僻境故ニも御座候欵御家老職相勤め候者

皆無学ニて治国の典刑を建て候義を心得す右故ニ

御政治の御大柄たる 御賞罰をたに或ハ重く *タイヘイ・大きな権力。

或ハ軽く或ハ有り或ハ無しと申次第ニて實嘆ハしき

御義ニ御座候いにしへハ舊成人なしと雖も猶典刑

ありとこそ申候に

御家ニハ甚恐入候義ニ御座候へとも人法ともニ無御座

唯高禄たに戴き罷在候へハ其才其識平人ニ及ハす候

ものにては御家老職迄被

仰付候如此の 御国體ニ御座候故高禄の徒ハ學術を

精研し徳行を勵修し治體ニ通曉して

御国恩ニ奉答候ハんなどハ夢ニも心得ず幼少より

先つハ常情ニして日を暮し候日常ニ相成候全く

上の御仕向の然るへからさるより爰ニ至り候義ニ付夙く *早く。つとに。

御督責の御法を被為立寛く其勉勵補過の

期を被為設其上にても怠惰放肆遂ニ其材を成 *シ・好き勝手に。思う存分。

し候ハすハ不及是非義ニ御座候今一概之御沙汰等 *おしなべて同じに扱ふ。

御座候てハ所謂戒めすして成を見る是を暴と

いふ筋ニ当り人心を難得義と奉存候者又乍恐

御上の御身の上ニ就て奉申上度候事ハ御学問の義ニ

御座候古より聖主賢君の生質の美群に出て

萃ニ抜き候も其大徳を成就御座候ハ皆其学ニ *スイ・集まり。より集う。

由られ候義ニ御座候堯舜の性のまゝなりと申候たに

伝記を見候へハ皆其師範御座候湯武のこれを身ニ

し候と申も湯王ハ伊尹ニ学ハれ武王ハ太公に *中国古代の伝説上の宰相。

学ハレ候事詩禮孟子ニ見え候般の高宗ハはしめ

甘盤ニ学ハレ後ニ傳説に学ハレ候事尚書ニ見

え申候齋桓公ハ管仲ニ学ハレ晋文公ハ舅犯ニ春秋五霸の一人善政をしいた。

学ハレ候事禮記孟子ニ見え候此四聖三賢のミならず

p 14 288 3行目

孔子の大聖と雖も十五志学より毎十年ニ御進歩

御座候て七十二至て心ニしたがひ矩を踰えさるの妙に

*ノリ・おきて、きまり、法則。 *こえる。

及ハレ候聖賢既ニ如此ニ御座候況や其他ニ於て学を

捨て候てハ叶ハざる義と奉存候故ニ天下の君も一國

一城の主も其世子たにより御学問御出精御座候様

其法御座候事ニて候大戴禮中の保傳傳則ち

夫ニ御座候私儀此所ニ所見御座候ひし故ニ

御上御幼稚に被為渡候御砌より御学問の御義ニ付候

てハ屢建言も仕候儀ニ御座候へとも御家老共不取用

御学問の御義甚御おろそかニて唯僅かニ柔介を

御相手ニ被遊候のミ大儒碩師ニ

御下り御修行被遊候御儀とてハ無御座天下の名士

俊士を被為召候て

御講習御討論被遊候御事も無御座候へハいか

御生質御明敏ニ被為入候ても御家老共不心得ニて

御学問の御手筋を被為得候様仕らす候故

思召被為違候御事も又御誤ニ御座候御儀を御誤ニ

無御座候と

御心得被遊候類も乍恐往々ニ可被為在と奉存候尚書

にも満ハ損を招き謙ハ益を受くとも申し又

能くミつから師を得るものハ王たる人おのれニしく

はなしとおもふものハ亡ふとも御座候何分も *滅びる。

御謙虚の御徳を被為勉

御学問被為進候様奉冀上候初ニも申上候通り

只今迫切之御時勢とても御家中人材ニ乏しく候所

にては如何とも難被遊

御上御学問とても御師範の人無御座候てハ

御迷惑被遊候御筋御座候ニ付何卒御師範ニ可相

成碩学の者 御召抱へ暫く

御私意を被為退候て聖帝明王賢主良君

の学

御修行被為在候様有御座度奉存候聖帝明王

p 15 289

賢主良君の学と申し他ニあらず大学格物

致知の*「大学」の「致知在格物」究極の目的の「平天下」にいたる最初の段階。

御工夫を以て事物の変を被為極事物の

御前を過ぎ候もの義理のある所ハ纖微と確も

必ず

御調照被遊

御心目の御間ニ瞭然として毫髮の隱情無御座候へハ

自然ニ所謂意誠心正の 御場合ニ被為至天

下の事務ニ被為應候御事譬へハ一二の数を被

為數黑白の色を被為辯候と御同様なるへく

奉存候御学問の御手筋自然も此所を主とせさせ

られす候ハ、仮令

御才敏の御資質ニても御智見善を御明らめ

被遊候ニ足らず其淵識理を御窮め被遊候ニ足らず

終ニ天下国家の治乱ニ補ひ無御座候是私の私言

には無御座名賢の成論ニ御座候人君の御学問ハ甚御大切なる義ニて其御学問の有無正不正その御方寸の間ニ御座候て天下の平不平国家の治不治遠大之外ニ響き申候易ニ毫秒厘差ふ時ハ繆るに千里を以てすと申候ハ此義ニ御座候私儀三十四歳の夏迄西洋の阿の字たにも存せず罷在候所洋書読め兼ね候てハ萬端不都合と存し読ミ初め候処

公邊御咎を蒙り候ひしハ只今より九年前ニ御座候所其頃既ニ西洋兼学の趣天下ニ知られ申候読初め候より其節迄丁度十年ニ御座候十年かゝり候へハ一向不案内の筋も大抵ニハ得る所御座候ものニ御座候況や

御上の御明敏を以て御善師とも御良友とも相成候人を被為得朝夕ニ御講習御討論被遊候ハ、未だ

p 16 290 4行目

御春秋ニも被為富候御儀其

御造詣可被遊御深慮の程私共の所奉量ニ有

御座間敷奉存候只今御家中ニて四書など読ミ候もの御上韓非を

御好ミ被遊候とて竊に奉議候者も御座候欵ニ承り候韓非も大才の人さすかの李斯も自ら及ハざる事を知り秦王ニ讒して殺し候程のものニ付其議論人を動かし候所有之大二人の智識を引立て候所御座候右故ニ孔明も手つから其語を抄録し後主へ差出し候事と被存候私儀などハいらざる義ニ文章なども好ミ候て

韓非の文法精絶なる所をハ学ひ候はんなど存し候て随分繰返し通読仕候義ニ御座候然る所好所ハ随分宜く御座候へとも又其紕繆緼論外なる処御座候堯舜陽武を賢とするハ乃ち天下の辞術など申し又孔子未だ孝悌忠臣の道を知らずなど申又父ニ賢子あり君ニ賢臣あるハ適ニ以て害を為すニ足るなど申候ハ悖乱の極その身を殺して余罪ある*ホツラン・みだす。背く。ものと可申候正学の格物窮理の

御功を以て箇様の理非を

御明断被遊候ひながら御書物

御覽被遊候へハ韓非ニ限らず皆正学の御羽翼と相成候況や韓非二名言も多く人君国家ニ益御座候義少なからず候へハ

御好被遊候も御尤至極之御儀然るを真の識見も

無之の叨りニ奉議候義ハ却て愚かなる義ニ御座候惟々 *ミダりに

御読書上の御取舍義理の

御判断等も何とそ御善師とも御良友とも相成候人を被為得候て

御相談被為在候ハ、

御學術の御長進被遊候御事日を数へて可奉待候

左候ハ、御家中の御文教ニも自然と感動子弟の文学も暫時ニ丕変面目を革め可申儀と奉存候 *ヒ・おおいに。

p 17 291 3行目

兎ニ角離群素居すれば過ち多く独学すれば固陋なりとむかしより先哲の名言御座候何分とも御師友を天下ニ求めさせられ候事当今最大の御先努と奉存候孟子ニ湯の伊尹ニ於る学んで後ニ *見識が狭く頑固。

これを臣とす故ニ勞せずして王たり桓公の管仲に於る學て後にこれを臣とす故ニ勞せずして霸たりと御座候其臣下君ニ及ハざるものゝミニて治を為し能く其国治まり候事と漢とも古より今に至るまで未たかつて有らざる義ニ御座候此切迫の御時節御国政の義も段々申上候通の御次第二付急々

御救正不被為在候てハ實叶ハせられ間敷詩の大雅ニ天の方ニ蹶する然る泄々たるそなかれと御座候も此義と奉存候泄々ハ怠緩悦従の義と申事ニ御座候怠緩悦従ハ是迄の御風誼ニ御座候何分ニも斯くてハ参り不申此場

御救正御座候ニハちと御峻薬ニ無御座候てハ急患深 *殿しい。けわしい。
艱を瘳し候ニ至らず尚書説命ニもし薬暎眩せされ *カン・たやすくはない。
は厭疾瘳えずと御座候も此義と奉存候乍去是も
兼々医理ニ通達候て能々病因症^症ニ明カニ其対
症の薬を施し候ニ其斤^両を誤らざる者ニ無之てハ *重さの単位。
病を癒さんとして却て其病を深くし人を

殺すに至り候義も可有御座候間是又其良医を被為求候事御急務の上の御急務と奉存候甚奉

冒
御威重候義深く恐惶候得共忠噴の所激自ら

止め候事能ハす遂ニ極言仕候義ニ御座候

御熟覽の上

御採用も被成下候ハ、寔ニ難有仕合奉存候以上 *マコト。

十月廿日 佐久間修理 印

尚以乍恐奉申上候右不憚忌諱極言仕候義

御一覽被成下置候上

思召ニ入らす

p18 292

御採用も難成被為

思召候御義ニ御座候ハ、別紙上書稿一同

御封を以て

御下け被成下置候様奉願候左候ハ、直様火中仕り

跡を滅し候様仕度奉存候私儀ハ過日より段々

御内覽も被為成下置れ候通 皇国の御為ニハ

二十余年前より天下億兆の人ニ先ち天下の

御大計共数度及建言猶又其事ニ依て

公邊御咎を蒙り何廉 御手数数ニ罷成候義

恐入候得共天下の形勢も半過ぎ私儀の兼々申上候

通ニ相成候義ニ御座候ハ天下後世へ耻ち候義も無御座又

御国家を辱かしめ奉り候とも聊か不奉存候但

感應院様より厚く

御眷顧を蒙り莫太の

御供恩拝戴罷在是と申御奉公も仕らす是

のミ恐入残念奉存候右ニ付

御繼體の御儀ニ候ハ多年苦学仕候義を以て

御上へ奉盡死力

御同院様へ万分の御報 恩ニも仕度相励ミ

罷在候所其初歩ニして本を果さず

公邊御咎を以て久敷伏蟄罷在候義遺憾至

極奉存候乍去回顧仕候ハ彼一時

御上へ奉対候ても聊か應身の御奉公も申上又

感應院様御加判之列

御引際ニハ人の及ひ候ハぬ非常の御奉公をも仕候
義御座候 此の義老岐主水晴山存知候義ニ御座候

去れハ此極言申上候

義も

思召ニも難入

御採用も不被成下置候ハ、

公邊への上書仕候義成不成ニ拘ハらず世ニ思ひ

残し候義も無御座候へハます、蟄伏仕残年を終へ

申度奉存候若又奉申上候義ニ付是迄の御宿弊

等深く

p19 293 3行目

御感悟被遊段々奉極言候義共私共其理有之様

思召も被為取被成下

御聴納候ハ、助之進へ也とも密ニ被

仰出此節御加判の列ニも被為入且従来 御親類様

之御儀ニも候助之進を以て竊ニ板倉様へ

御相談被為在天下の俊傑を被為招候て

御政事向御維新被為在候様有御座度御儀と

奉存候板倉様御身内ニ山田安五郎と申もの御座候

卑き所より出候者のよしニ御座候へとも博学強記事

務ニも疎からず候水野様も塩谷甲藏と申者御座候

是も随分御用立可申人物ニ御座候右等の者三五

年御借り受け被遊

御学問の御為ニも御政事の御為ニも被遊候ハ、相応ニ

御益有御座へく奉存候但兩人共此御時節故御両家

ニても御手離し御座候ハん事如何可有御座哉其段ハ

難計奉存候浪人儒者ニ藤森恭介と申者有之

経学詩文手蹟等迄大抵出来候者ニ候へとも其著

ハし候海防備論と題し候書一覽仕候所当今の時務ニ

於て迂陋を極め候是等の者ニてハ

御政事の御相談等ハ出来兼候義ニ御座候私蟄居被

仰付候以来も九年ニ相成候ニ付既ニ學術大成の期年ニも候

へハ広く天下ニ被為求候ハ、私儀など夫迄名も存し候ハぬ

後生などニ此く格別之俊傑も可有御座候何分ニも其

人を被為得候事返す、も御先務の又御先務と

奉存候已上

(付記)

右象山先生文久二壬戌年十月廿日真田公ニ

上る書也此長文一字の誤脱無く謹嚴周密一氣呵成の跡歴然なり然ニ昔年

老書生謄写の際誤て巻頭に黙を付す

明治四十二年四月十六日

p20 294

六十五翁 黙堂 立田革子成

印 印

(了)

令和5年5月19日釈文ス 青葉区古文書 割石

象山先生上書

文久二壬戌十一月

p 1 296

乍恐謹而奉申上候

去月中

公邊江之上書草案

御内覽可被成下置被

仰出則將監を以て奉差上候定て

御電覽被成下候儀と難有仕合奉存候然る所其節別

封書付の内誤て書損仕候処二ヶ所有之右改寫之上奉

差上候心得にて遂病困中不及其義奉入

御覽深恐入奉存候一ヶ所ハ池田と認め可申を細川と

相認め一ヶ所ハ乱術と認め可申を辞術と相認め候尤も乱術を

辞術と作り候ハ宋濂の説にて遊説説詞の術と聞え候へとも宋

明諸本皆乱術に作り且その前行世を乱す等の

文字有之候へハ乱術と作り候方穩当と存しいつれも認め

直し候心得にて遂粗相仕候義偏に

御寛容被成下置候様奉願上候此義將監御取次仕置候 *矢澤將監

後ニ存付大ニ恐惶仕

御内覽後草案

御下け被成下置候ニ就き聊か存付候儀有之乍恐奉申

上度先つ右書損之義

御寛容被成下度奉願候義ニ御座候右存付候と申義別

義無御座機会之義ニ御座候機会ハ則時宜の義にて

寛安之時節ニ切迫の挙動有之候も固より時宜を知る

者と申へからず切迫の時節ニ寛安の処置有之候ハ尚

更時宜を弁え候ものと申へからず時宜機会を弁へ候

ハぬは智者の深く耻る所ニ御座候私儀

公邊御答を蒙り屏居罷在二三親戚の外交官之

道も無御座候ニ付閏八月十五日 *文久二年

公儀切迫の御時節ニ付御制度大御変革被

仰出候御事も九月五日六日の頃始て伝承仕續て御老若様方

御供連并に御衣服等の義承知仕又真偽真かならず候へとも

御勅宣と申ものも相傳へ拜見愚意存付候義有之

a 2 297

急に不奉匡救候ハ、此迫切の御時節 *キョウキュウ・救いitだす。

君相折角の御銳志又、許多之弊病を生し候ハ、んとい

配仕 御自国とても天下の御一体ニ付御弊端を

奉匡救候ハ即ち 御自国の御為と奉存候故存寄候次第

起草仕御答の身分ながら

公邊上書之義相叶ひ可申哉否親類を以て御用番迄

伺候義ニ御座候右ハ九月十日の義ニ御座候ひきはすら既に

時日遅延と奉存候へとも屏居の身分被

仰出候次第後れ候て承知仕候義不及是非と觀念仕只速ニ

指図を得度時々催促も申立候へとも九月内遂有無之

沙汰無之十月二日ニ至り上書成否は

公邊迄 御伺可被成下と指図有之候右以来既ニ五十日に

及ひ候へとも何月幾日 御伺ニ相成候と申義も不相分最初

親類を以て伺ひ候節よりハ七十余日

公邊被

仰出候よりは三月余に相成候斯くてハ上書の義より機会

を失し候筋ニハ相成申間敷私儀ハ先年より天下の人に

先たち防海の御大計をも申上其後毎々言説仕候義も

頗る機会を弁へ候者と天下の人にも許され罷在候左候て

此度此切迫の御時節匡救の筋上書仕候二其時二後れ候てハ

甚耻入候義ニ奉存候

公邊へ 御伺被成下

公邊にて御指図手間取れ候義に候へハ不及是非候へとも自然

御手内にて斯く寛怠之御処置ニ御座候てハ私一人の耻辱ニ

無御座 御国家の御耻辱と深く恐懼仕候天下の

御弊端を奉匡救候も去る事ニ候へとも果して匡救する

ことを可得哉否ハ不定の義にて

御国家の御耻辱ニ相成可申ハ必然の事ニ候ハ、上書之

義止ミ候ニしくましく奉存候此義奉申上候て行止総て

思召の俣ニ仕度奉存候私儀の上書固より名の為利の為ニハ

無御座只々天下国家の御為を奉存候ての義ニ付埒ありて

相止め候義聊か執着仕らず候

御賢慮之上如何とも被

仰出候様奉願上候以上

p 3 298

昨今伝聞仕候へハ近日春嶽様御登

城御下りの節にても御座候坎狼藉者有之御手向ひ申上候

ハんと致し候故遽に外様御屋敷へ御駆込御避被成其 *速やかに。

御屋敷より御警固人数出て候て御帰館ニ相成候趣ニ御座候

私上書の義取急少しも早く仕度と申候ハ是等の義兼て深く

心配仕候故の義ニ御座候右等の事有之候てハ御出逢被成候御一人

の御耻辱無御座天下の御耻辱にて当節外国人も形の

如く入込罷在候所ニ候得ハ

御政体の軽々敷御様子世界万国へ相聞え世界万国

の軽侮を被為開候筋ニ相成り天下甚敷御損ニ罷在候

此義を深く奉氣遣候故上書之首ニ

御覧も被成下候通り御供連御相当ニ有御座度と申義

丁寧反覆を厭ハす形の如く認め候義ニ御座候右を

最初より速ニ御取扱被成下事なき以前ニ春嶽様御始

御覧にも入り御心得にも相成候ハ、事を未然に防き候て人

知れず天下の御大益ニ可有御座候を斯く五十日も七十日も

御遅延ニ被成下候より折角の忠士も六日の菖蒲ニ相成候て

残念至極奉存候只今と相成候てハ御供連の義丁寧反

覆の議論も此度の異事伝聞仕候て跡より申綴り候

姿ニ相成り惟其栓なきのミニ無御座不手際ニ相聞え候同し

筋ニても事ニ先立候と時ニ後れ候てハ其勝劣雲泥のものニ

相成候事如此ニ御座候是故ニ智者ハ毎事機会ニ後れ

さる事を務め候義ニ御座候私上書草稿ハ責ての幸ニ其

以前

御上之御内覧ニ入り候て先見用意之違ハさる所乍恐

少しく

御賞音も可被成下と奉存候以上

十一月二十二日

佐久間修理

前日別封中奉申上候内猶奉申上残し候義御座候ニ付乍

恐爰ニ奉申上候

御家御高の義責て二三十万石に被成御座候へハ天下ニ事

御座候節一廉の 御働も可被為出来候へとも当御高

別ニ御込高等も無御座候所にてハ何事も御一分の御事

出来させられ難くと誰も申上候へとも愚意奉存候ニハ智

謀勇畧の士有之能く経画仕候ハ、天下ニ敵なしと申す
 事ニハ屹と至り可申と奉存候いかにと御座候ニ五大州諸蕃
 近來の兵制二十歳より三十九歳迄の壮丁を取候事ニ
 御座候この廿歳より三十九歳までの壮丁ハ大凡其国男子の
 総数六分の一ニ有之その六分の一の半を以て軍率ニ充て候
 事定法ニ御座候当時 御領分生齒拾四万人と *セイシ・人民。人口。
 申様ニ承知仕候其内女子の方少し多く候へハ男子の分姑(しばらく)
 六万と見成し壹万人ハその目さず年齢の壮丁ニ御座候其
 半ハ則五千人ニ御座候左候へハ当時の御家中士卒を合せ
 其術次第六千の兵ハ優かニ出て可申候古より一人奮死
 すれハ十人ニ対すへく万人ハ天下ニ尅つへしと申上候
 御領分の民口未だ壯兵万人を出すに足らず候へとも既に
 其半ニ過き候術を以て練磨駕馭し果して奮死の*ガギョ・人をうまく使う事。
 兵と相成候ハ、大いに為すことあるに足り可申候さてこそ天下
 ニ敵なしと申す半とハ申上る事ニ御座候且万人を以て天下ニ
 尅つへしと申候は漢土大国にての積りニ御座候 本邦にて
 比例し積り候ハ、本邦の六千人ハ漢土の三万にも五万にも当り
 可申候左候へハ 御国ニ於て人衆の御不足ハ無御座奉存候
 但此兵数を御養ひ可有御座御財力無御座候是智謀の
 士の経画運営を要する所以ニ御座候乍去民口は天の生
 する所ニして人力の奈何とも難仕所ニ御座候処六千の兵の出
 て可申御土地を被為有候ハ天を被為得候とも可申上財ハ
 人の生する所ニ付其人をたに被為得候ハ、おのつから仕方
 可有御座奉存候但今の世智謀の士有之候とても一朝ニ
 して多分の御取稼を増し候様の事ハ出来兼ね候乍然
 衆人の知る所の外ニ妙々の手段も御座候ものニ御座候御家中

勝手極難の者小給にて平素家内衣食ニも艱き者等
 皆衣食住ニ差支なく其子弟文武の業出精も出来候様
 御世話有之夫より及ぼして御兵数の相増し候様仕度
 ものと奉存候但今斯る御時節ニ付管仲の桓公ニ
 告げ候如く此国卒伍を正し甲兵を修め候へハ他国も卒 *軍隊で兵卒の意。
 伍を正し甲兵を修め候此国攻伐の具を成し候へハ他 *武装した兵士。
 国亦守禦の備を設け候右故ニたとひ六千の奮死の
 御勢御座候とても夫を以て速に
 御志を四方ニ得させられ候へハとハ容易ニ難申上乍去御時
 p 5 300 11行目
 節柄諸国皆富国強兵の計を成し候勢ニ相成候ニ付
 御自保の御計策迄ニも
 御政事向是非とも 御更張不被為在候てハ難被為
 濟奉存候自然
 御家ニ於てのミ此切迫の御時勢の御辯も無御座執政
 大臣其人ニあらす是迄の如く怠緩悦従の御風誼にて士氣も
 奮ハす器械も調ハす精しからず進取の御計策も無御座
 因循と時日を過させられ候間に天下騒擾の世ニ相成候ハ、
 乍恐拾万石の御特怵も決して御六ケしくと奉存甚危き御儀と
 奉存候言爰ニ及ひ候ハ殊ニ以て惶恐の至ニ奉存候へとも
 御国家の御儀實に御大切と奉存候ニ付不取繕奉申上候
 義ニ御座候何分も
 御志氣を被為奮
 御作新の御政治被為在度奉企望候昔名医扁鵲
 秦の武王ニ見え候節武王面部ニ病患あられ是を示され候
 処扁鵲もなげに療治し奉らむと申と武王左右近
 臣ニ其事を語られ候処左右近臣皆安心せず王の

病耳の前目の下ニ候ヘハこれを除くこと容易ならず且耳
をして聡ならず目をして暗からしめんと申し候故其
事を又扁鵲ニ告げられ候所扁鵲怒てその鍼を投げ
すてさて申候ハ君知るものとこれを謀て知らざるものと
これを敗る斯くてハ秦国の政事も推して知られ候と申候
よし此扁鵲の言不易の名論ニて御座候御時節柄此扁鵲の
言も深く
思召ニ被為留候様奉願上候以上

p 6 301

右象山先生文久二壬戌年十一月廿二日

真田公に上る書也 文久二壬戌十月

真田公に上る追書

明治四十二年四月十六日

六十五翁 黙堂立田革子成

印 印

令和5年5月 わりいし翻刻ス

謹而奉言上候

今般

公義より

勅書御写御廻しニ相成被

仰出候様ハ此度

勅書之通被

仰出候ニ付てハ銘々之策略被為

聞度

思召候間見込巨細相認来二月

御上洛前迄早々可被差出との義ニ付右被

仰出候御書付

勅書御写共

御用番矢澤将監より相示し

御見込被

仰立候 御考合ニも相成候様策略見込之次第

早速奉言上候様申達し候義御座候所右

御尋之策略ニ至り候てハ私儀などの能く及ひ候

所ニ無御座惟私儀の能く及ひ候所ニ無御座候のみ

ならず

御家之 左衛門佐様楠公等と雖も

御策略は立ち申間敷候惟 左衛門佐様

楠公のミニ無御座孔明孫氏太公望といへとも

力に及ひ難かるへく惟孔明孫氏太公望のミ

無御座孔子孟可軻と雖も恐らく策略の出る

所は有御座間敷奉存候其故いかにと御座候ニ

p 2 304 2行目

孟子齋王ニ語けられ候ニも小ハ固より大ニ敵すへ

からす寡ハ固より衆ニ敵すへからす弱ハ固より

強ニ敵すへからす海内の地の方千里なるもの

九ニして齋集めてその一をたもてり一を以て

八を服せんとするは鄒の小国ニして楚の大国

を押領せんとするニ異ならず蓋し亦其本に

反れと被申候今此大地の周囲を独乙里法

を以て量り候ニ五千四百余里にして其面積

九百二十七万八千九百六十方里ニ有之候然る処

大凡其四分の三は海ニして人類の住居すへき

陸地ハ其四分の一ニ御座候当今ハ外蕃測量の

学至精を極め五世界の総坪数をも細明に

積り二百三十七万九千五百十六方里と慥ニ相定

め候事ニ御座候然るニ 本邦の面積を独乙

里法を以て量り候ニ老方方里ニ満たす左候へハ

五世界の二百分一ニハ遙に不足ニ御座候 本邦ハ

尽く膏腴の地外国は過半不毛の土と見

成し候ても猶百と一との如きニ過ぎす強大有聲

の国々ニ比較し候ては其大小の懸隔惟鄒と *ただ

楚とのミならずと被存候其上外国の學術技巧は

かのミ大發明より日々月々ニ致長進天文地

理器械の学船艦銃砲城堡の制一として其

*コウユ・地味が肥えている。

精二至らざるは無之且蒸氣械盛ニ成り候より
海には蒸氣船を走らせ陸ニハ蒸氣車を
行り候近日当年より五年以前独乙ニて開板ニ
相成候新地図を得候て披覽仕候ニ魯西亞
佛朗察英吉黎独乙の窩々所徳禮畿索瞞生

p 3 305

沙瑣尼亞罷越連虞耳甸勃爾觚翁加利

亞蘇微節蘭土意太利いたりあほらんべるぎ和蘭白耳義

弥利堅諸国皆尽く国内ニ蒸氣車を行る

へき鉄道を山を切り谷を填め幾条となく

致開均其短きもの数十里長きものは千里ニ

余り候 本邦の里法を以て量り候所也 其国力の富有強大

果していかなるへき哉此一事を以ても推知す

へき事ニ御座候然る所 本邦ニ於てハ

大朝御始め御船政御砲政等も未だ相立不申

諸藩ニても御同様の義唯二三藩君相御手

揃にて御武備の御勝れ被成候も御座候様ニ候へとも外藩

と比較してハ未だ御不行届勝ちと被存候其上兼々

議論仕罷り在候通天下の城制一々当今軍術

の法ニ叶ハす外寇防禦の為ニハ殊ニ総て脉絡脈絡の *脈絡の事。

貫通を欠き候義且三都を始めて外郭の

設けも無之是を人ニ譬へ候へハ全く裸体空手

の姿ニ御座候其上是迄彼れを知るの義を務

めさせられず候より 御駕馭の法を被為失

剩へ兵務御不心得にて江府第一の御要害の

地たるへき御殿山を長く外国人へ御借与御座候

趣如此御様子ニてハ和蘭一國と御抗拒御座候はんも
乍恐甚無覺束奉存候和蘭をハ誰も小國と
輕視仕候へとも多くハ未だ其實を究めず候いか
さま其本國ハ三十余年前白耳義の分れ候
より益々狭小の體ニ候へとも地誌を詳觀仕候へハ
尚印度彌利堅等ニ頗る広大の領地有之日南

p 4 306 3行目

諸島ハ大抵其所有ニ御座候日南諸島はかりニても

其延裏 本邦より較寛広ニ候へハ其歳入も恐

らくハ 本邦より遙かに多かるへく被存候左候上に

年久しく航海貿易の利を営ミ其国力を盛

にし艦軍の用意も行届き候へハ敵ニ取らせられ候

ハ、此一國の御抗拒も当今の御姿ニてハ實無覺

束と奉存候然るを況や外四大國を併せて

一斉ニ 御拒絶御自由ニ被遊候はん策略い

つれよりして立ち可申哉蓋し亦其本ニ反

らせられ候様奉願度義ニ御座候抑五世界の学

術技巧次第ニ開け各國の勢力所作此姿ニ相成候も

實ニ天運のしからしむる所 皇國獨りこの

天運を奈何セさせらるへき且 御鎖國の

御手段ニも充分の御国力と御技両無御座候てハ不

被為叶又學術技巧は互ニ切磋して相長し候もの

故ニ此節たとひ御鎖國の御計畧被為行届候とも

始終御鎖國ニてハ御国力も御技両もやかて外國より

遙ニ劣らせられ終ニ御鎖國も遂げさせられ難きに

至り可申是 本邦当今の御形勢ニ馴致し候 *ジユンチ・なじむようにする

所を以ても明かニ知るへき義ニ御座候夫よりハ少

しく

御志を被為降 本邦を世界の大大中国の思召にて外国を総て戎夷蛮狄と

御称呼御座候等の御儀 御斟酌被為在度等此義は

九月中起草仕

御内覧ニも奉入候擬上書中既ニ委曲

論し置候義ニ付爰ニ不相記 外蕃と禮義を

厚くして 御交通御座候間に

公武御合体にて御国是を被為定 御共々

p5 307 2行目

御励精被遊古代

神聖のおのれを捨て人ニ従ひ人ニ取て善を
為すの

御規模に被為則外蕃の長する所を悉く

被為集外国にも追々 日本領を被為開候様

セさせられ候ニしくことなしと奉存候左候て果して

御国力の御強盛も諸蕃の上ニ出で銃砲の御修

繕も弾薬の御貯蓄も諸蕃の上ニ出で軍艦の

数も諸蕃の上ニ出で将材異能の士の衆多なるも

諸蕃の上ニ出で兵卒の練熟も諸蕃の上ニ出で

城制の堅固なるも諸蕃の上ニ出で候様被為至候ハ、兼

ては窺竊の禍心を致包蔵候国ニも自然と奉 *キユ・隙を伺いねらう事。

畏服又 *イフク・畏れ従うこと。

御徳化を奉慕候上よりハ貢献を修め候て

奉臣従候類も可有御座候是基本ニ反るの説ニ御座候

尚書ニも力を同して徳を度り徳を同して

義を量るとも見え古司馬兵法ニも物を見て

與に侔うするこれを雨也といふとも有之其国 *ボウ・等しい。等しくする。

力敵国と侔しきニ至らずして兵を構へ候て其徳

其義いか様彼に超過し候とも其志を得候義

決して難出来是則ち天下の正理明理常理

公理ニ御座候已むことなくハ此道理を以て

御見込被為

仰立

天朝

大朝御共々基本ニ被為反此切迫之御時節

分毫の過擧も不被為在候様有御座度 *コウ・ゴウ・わずか。少し。

p6 308 13行目

奉願候義ニ御座候此段謹而奉申上候以上

十二月廿五日 佐久間修理 印

十二月廿五日

十二月廿五日

十二月廿五日

十二月廿五日

十二月廿五日

真田公に上る書也

昔年老書生をして謄写せしむ
る時誤て干点を付す惜哉

明治四十二年四月十六日

六十五翁 黙堂 立田革子成

印 印

印 印

印 印

令和5年5月 釈文ス 青葉区古文書之会 わりいし